

個人の市・県民税・森林環境税に関する事務・全項目評価書（案）の概要

1 特定個人情報保護評価とは

2013年（平成25年）5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」による社会保障・税番号制度の導入に伴い、「個人市民税システム」をはじめとする各システムにおいて、「マイナンバー（個人番号）」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有するためのシステムの改修を行いました。今回、市民税・県民税申告書の電子化開始にあたり、関係システムについて更新を予定しています。

社会保障・税番号制度は、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものです。

かかる制度の枠組みの下で、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものです。

2 特定個人情報保護評価の実施手続き

番号法、委員会規則及び「特定個人情報保護評価指針」（以下「指針」という。）に基づき、①事務において取り扱う特定個人情報の人数、②特定個人情報ファイルを取り扱う者の人数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断（以下「しきい値判断」という。）を行います。

しきい値判断の結果、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価のレベルが判断され、①基礎項目評価、②基礎項目評価及び重点項目評価、③基礎項目評価及び全項目評価のいずれかの実施が求められます。

個人の市・県民税・森林環境税に関する事務につきましては、しきい値判断の結果、基礎項目及び全項目評価の実施を行う必要があることから、「基礎項目評価書」及び「全項目評価書（案）」を作成していますが、市民税・県民税申告書の電子化開始にあたり、「全項目評価書（案）」を再作成しました。

「全項目評価書（案）」は、公示して市民の皆様から意見募集を実施し、第三者点検を行った後、個人情報保護委員会へ提出します。

なお、第三者点検については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会において実施します。

3 全項目評価書の内容

(1) 評価書名

個人の市・県民税・森林環境税に関する事務 全項目評価書

(2) 評価実施機関名

藤沢市長

(3) 評価書の項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要(課税対象者情報ファイル)

(別添2-1) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (課税対象者情報ファイル)

II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル)

(別添2-2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (課税資料ファイル)

II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル)

(別添2-3) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (課税台帳情報ファイル)

II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル)

(別添2-4) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (個人住民税課税情報ファイル)

(別添2補足) ファイル関連図

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

(別添4) 特定個人情報 提供先一覧

(別添5) 特定個人情報 移転先一覧

4 その他

指針に基づき、少なくとも1年に1回、公表した評価書記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討します。

また、指針「第6の2(2)」又は「第6の2(3)」に該当する場合は、特

定個人情報保護評価を再実施します。

※参考 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）
（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第二十七条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価（特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評をいう。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（特定個人情報保護評価）

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。）の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

- 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 3 委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。
- 4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。
- 5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。
- 6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号若しくは第八号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。